

2 沿革

昭和 47 年 4 月	精神薄弱者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 19 条第 1 項に規定する「精神薄弱者援護施設」として定員 150 名で開設される。
平成 8 年 4 月	県立精神薄弱者援護施設に関する条例施行規則の改正により、定員 150 人から 100 人に変更する。
平成 9 年 4 月	中井やまゆり園再整備計画に基づき、再整備工事に着手する。
平成 12 年 4 月	第 1 期工事完了。新居住棟、医療棟、管理棟が完成する。県立の知的障害者援護施設に関する条例施行規則の改正により、定員 100 人から 132 人となる。
平成 14 年 4 月	第 2 期工事完了。強度行動障害専用棟、地域サービス棟、講堂、グラウンド整備等の再整備が完了する。条例施行規則の改正により、定員 132 人から 140 人となる。
平成 15 年 4 月	社会福祉法の改正により措置制度から支援費制度に移行し、定員 140 人のうち 10 人は居宅支援事業枠となる。
平成 17 年 4 月	同年施行された発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に基づき、当園内で神奈川県発達障害支援センター（かながわA）業務を開始し、高相合同庁舎内に同センター相談室を設置する。
平成 19 年 3 月	障害者自立支援法の規定に基づき県の障害福祉計画が策定され、その中で県立障害福祉施設の新事業体系と移行時期が定められる。
平成 20 年 4 月	障害者自立支援法第 5 条第 12 項に規定する「指定障害者支援施設」に移行。うち、施設入所支援（定員 122 名）、生活介護（定員 116 名）、自立訓練（定員 6 名）、短期入所（定員 18 名）の施設障害福祉サービスの指定を受ける。
平成 22 年 5 月	同月 22 日天皇皇后両陛下の行幸啓を賜わる。
平成 23 年 4 月	相模原市の政令市移行を受け、高相合同庁舎内の発達障害支援センター相談室を厚木合同庁舎分庁舎内に移転する。
平成 24 年 1 月	県の多額の財源不足を受けて、知事を本部長とする「緊急財政対策本部」が設置される。外部有識者の「調査会」の「県有施設の原則全廃」意見を踏まえ、9 月に「神奈川県緊急財政対策案」をまとめ、当園については「指定管理制度導入を含めた検討」の方向が出される。
平成 24 年 10 月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成 23 年法律第 79 号）が施行され、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待が定義された。法施行等を踏まえ、当園においてはプロジェクトにより個別支援計画の様式の見直しを行う。
平成 25 年 4 月	障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、同法に基づく事業所に改める。
平成 26 年 2 月	緊急財政対策本部が緊急財政対策の取組結果を公表し、当園については、「県立障害福祉施設のあり方検討委員会の報告を踏まえ、現行運営の継続を（運営改善）」の方向が示される。
平成 26 年 3 月	厚木合同庁舎分庁舎廃止に伴い、発達障害支援センター相談室を総合療育相談センター内へ移転する。

